

令和6年7月5日

東京地方裁判所令和5年(ワ)第26761号 損害賠償請求事件

期日報告書(3)

1 日時・場所

令和6年7月5日(金) 10時00分
於)東京地方裁判所 第705号法廷

2 出席者

裁判所：東京地方裁判所民事第43部合議B1係

本田能久裁判長裁判官、手塚隆成裁判官、本郷希美裁判官

原告：代理人(以下順不同)大菅剛、桑村竹則、戸舘圭之、鈴木大輔、吉岡裕貴、後藤篤(以下、原告代理人を「当方」という。)

被告山本：代理人村上斐子、水谷勇斗

被告Netflix：代理人江幡奈歩、牧恵美子

被告朝日新聞：代理人近藤卓史、秋山淳

3 手続・内容

(1) 提出書面等

原告：訴額に関する上申書、訴状訂正申立書、準備書面1、証拠説明書(2)

甲19～36号証

※ 準備書面1は陳述留保、甲19～36号証は次回取り調べ予定

(2) 期日の内容

ア 陳述等

裁判所から原告に対して、準備書面等の提出が6月28日の期限を遅れて7月3日になったことについて注意があり、「期日までの準備が必要なので今後は提出期限を厳守するように」などと述べました。

その上で、裁判所は、「提出書面の検討ができていないので、準備書面1の陳述は保留、甲19～36の提出も留保の扱いとします。訴状訂正申立書は陳述の扱いとし、訴額に関する上申書はこれで結構です。」などと述べました。

イ 進行

裁判所は、原告が現時点で予定している主張をしたことを確認し、次は被告側に反論するよう述べました。すなわち、各被告代理人に対し、「訴状訂正申立書についての答弁をしてください。また、準備書面1は陳述の扱いにはしませんが提出はされているので、反論を検討してください。」と述べ、各被告代理人は了解しました。

ウ 次回期日の実施方法

裁判所は、当方に対し、次回期日の実施方法の希望(WEBを含めた弁論準備手続の実施が可能か)を尋ねました。これに対し、当方は、口頭弁論期日を希望しました。

これを受けて、裁判所は、「次回期日までに被告らに反論をしてもらい、次回期日には、裁判所・原告・被告の三者で膝を突き合わせて、非常に技術的な意見交換をして議論をしていくことになる予定です。そのような場としては弁論準備手続の方が口頭弁論よりも適しているかと考えています。」と述べ、続けて「口頭弁論だと毎週金曜日に

しか開廷できず、かつ、訴訟関係者が多いため、期日調整が難しく、進行が遅くなってしまいます。そうすると、訴訟関係者の労力や心理的負担が大きくなり、また、証拠の散逸のおそれ（証人等関係者の記憶の劣化等）もあります。ずっと弁論準備手続にするわけではないので、次回期日を弁論準備手続とするのはいかがでしょうか。」と尋ねました。

これに対し、当方は、「これまで口頭弁論を希望していたのは、注目度の高い事件であるため公開の法廷で審理を進めてもらいたかったからです。原告本人の希望でもあります。」などと回答しました。

裁判所は、「原告本人が反対しているのに無理に弁論準備手続にするつもりはありませんので、今回の提案は撤回します。ただ、弁論準備手続にすることが原告にとってもメリットがあることはご理解ください。」などと述べました。

4 次回期日

令和6年9月13日（金）午前11時00分～ 口頭弁論
於）東京地裁705号法廷

※ 被告らの書面の提出期限は9月2日（月）

以上